

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
議長(臼井会長)	<p>※ 委員発言が行われた部分のみ記述する。</p> <p>「(1)平成31年度入間市地域包括支援センター運営方針(案)について」を議題とする。事務局から説明をお願いする。</p>
堺野副主幹	<p>資料No.1-1 平成31年度 入間市地域包括支援センター運営方針(案)</p> <p>資料No.1-2 平成30年度 入間市地域包括支援センター運営方針</p> <p>資料No.2 日常生活圏域別人口等</p> <p>を用いて説明。</p>
議長(臼井会長)	<p>事務局から説明があった。各委員のご意見をいただきたい。</p>
増子委員	<p>資料1-1の3ページ目、介護予防ケアマネジメント業務の項目について、①介護予防ケアプランの件数に、3職種の偏りはあるのか。②3職種の職員が担当する介護予防ケアプランの数が15件なのは何を基準に定まったのか。③何故「15件以下になるよう努めるものとする。」と努力義務になっているのか、伺いたい。</p>
下村主幹	<p>①について、これから集計をして報告させていただく。②について、15件にしなくてはならないという根拠が明確に示されているわけではないが、市の判断として、これ以上の件数になると地域包括支援センターの他の業務に支障が出てしまうと判断し設定した。③については、ケアプラン数を15件以下に抑えられるよう、市と地域包括支援センターで、職員の人員配置や業務の委託について考えていく必要があるため、努力義務に設定した。</p>

発 言 者	発 言 内 容
増子委員	資料1-1の2ページ目、緊急時の体制の項目について、どのような場合に緊急時として連絡が入るのか。
下村主幹	地域包括支援センターの時間外であっても、緊急事態が発生し地域包括支援センターに連絡がいけば、転送がかかり担当職員へ連絡がいく体制を、法人ごとに整備してもらっている。市職員の連絡先は地域包括支援センターと共有しているため、必要に応じて市職員にも連絡が入り、連携が可能になっている。
増子委員	24時間対応が可能であると、一般的に周知活動はしているか。
下村主幹	真に緊急事態の対応を行う際の体制であるため、市民に対しては周知活動を行っていない。パンフレット等には、通常の業務時間のみ記載している。
増子委員	資料1-1の2ページ目、個人情報の保護の項目について、個人ファイルは原則センター外へ持ち出さず、持ち出す場合は細心の注意を払い、必要最小限の資料にするとのことであるが、具体的にその際の、決定権者や承認者に関する仕組みはあるか。
下村主幹	現状では各包括、職員個人で判断をしている。
増子委員	その場合、仮に紛失事項に至った場合責任は誰がとるのか。
下村主幹	業務委託契約書に、個人情報取扱特記事項についても記載しているため、法人が責任を取るという形になると考える。
増子委員	医療、介護の個人情報であり、機密性が高いものであるため、例えば持出管理簿を作成する等、管理について厳格な仕組みを整備する必要があると感じる。
下村主幹	現在の管理状況の確認も含めて、各地域包括支援センターのセンター長と協議をし、個人情報の扱いについて取り決めを行いたいと思う。
小林委員	業務委託契約書の個人情報取扱特記事項には、責任の所在が法人側であると明記されているか。

発 言 者	発 言 内 容
下村主幹	<p>個人情報の取り扱いについて記載されており、契約の中でそれを遵守することを記しているが、責任の所在については明記されていない。</p>
小林委員	<p>であるならば、有事の際のトラブル回避のため、あらかじめ責任の所在を明らかにしておくべきだと考える。</p>
臼井会長	<p>地域包括支援センターは人手不足であり、常に担当地区内のあちこちで業務を行っている。緊急の要件等が入った場合、やむを得ず個人情報が入ったファイルを持ち歩いてしまう事態もあるかもしれない。その取扱いについて話し合うことは必要であると考え。</p>
町田課長	<p>近隣市等他市の状況も参考にしつつ、見直しをしていきたいと考える。</p>
議長(臼井会長)	<p>資料1-1の6ページ目、認知症施策推進業務の項目について、「地域のキャラバンメイト」の記載があるが、このキャラバンメイトは各地域に何人配置されているのか。</p>
下村主幹	<p>キャラバンメイトとは、認知症サポーター養成講座の講師を行える方のことであり、市内に多数在住しているが、市として特に地域ごとの配置人数は取り決めていない。最近では、地域包括支援センターの職員か、狭山市にある認知症疾患医療センターのあさひ病院の職員に講師を依頼することが多い。</p>
議長(臼井会長)	<p>次に「(2) 地域密着型サービスの運営状況等について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。</p>
山川主幹	<p>資料No.3 地域密着型サービスの運営状況等について 資料No.4 市内地域密着型サービスの整備状況 資料No.5 平成30年度入間市指定介護サービス事業者指導監督方針を用いて説明。</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長(臼井会長)	事務局から説明があった。各委員のご意見をいただきたい。
千東委員	資料4について、地域密着型通所介護の利用状況を伺いたい。
山川主幹	概ねどの事業所も利用定員は埋まっていると聞いている。
議長(臼井会長)	同じく地域密着型通所介護について、利用時間は一日中なのか、それとも午前と午後に分かれているのか。
山川主幹	事業所によって異なるが、地域密着型通所介護に関しては概ね午前と午後に分かれて実施している。
議長(臼井会長)	次に、「(3) その他」の議題とする。
増子委員	地域包括支援センターの役割と機能について、どのようにして地域住民に周知をしているか。
下村主幹	介護予防事業等で周知活動を行うほか、地域包括支援センターを紹介するパンフレットも地域住民に配布している。また、市役所公式ホームページに地域包括支援センターの紹介ページも掲載している。
増子委員	20年以上入間市に住んでいるが、40代、50代の市民には地域包括支援センターの存在を知らない方が多いと感じる。例えば、町内会の回覧板で地域包括支援センターの季節便り等が回ってくれば、住民にとってより身近なものになると感じる。今後も地域包括支援センターの周知活動を徹底して行っていただきたいと思う。
下村主幹	豊岡北の黒須地区や高倉地区に関しては、季節ごとの案内やチラシを配布していると伺っている。周知活動について、今後も様々な方法を検討し実施していく。
春名副会長	介護保険料は40歳から納めるが、介護保険制度を身近に感じている人は少ないと感じる。制度の開始当初に、県で募集があった研修の受講生で「介護保険わかつう会」を立ち上げ、住民を対象に制度について勉

発 言 者	発 言 内 容
議長(臼井会長)	<p>強会を実施した。本来であれば制度として、40歳になったら制度に関することを紹介するパンフレットを配布する等、周知活動を行うべきであるとする。</p> <p>認知症カフェ等、単発イベントの周知活動についてはよく目にする が、定期的に発行する広報誌となると、確かに不足している面はある と思う。しかし、地域包括支援センターの業務の多忙性を考慮すると、 それを作成させることは酷であるとも感じる。</p> <p>また、40歳位になると、ご両親に介護保険が必要となり、仕事をし ながら情報集収を行うこともある。その年代を対象とした制度の周知方 法を考える必要性は高いと感じる。</p>
下村主幹	<p>仰るとおりである。各地域包括支援センターのセンター長とも協議を して、介護保険制度の周知活動についても推進していこうと考える。</p>
若井委員	<p>私は、藤沢のグリーンヒル在住であるが、地域包括支援センターの職 員は催し物によく顔を出してくださり、積極的に活動しているため地域 住民に周知されているのではないかと。また、職員から聞いた話によ ると、藤沢包括は健康福祉センター内に設置されていることもあり、入間 市民以外に、狹山市、日高市、所沢市の方からも相談を受けることがあ るといふ。良い意味で、利用者に地域包括支援センターという機関が認 知されているのではないかと考える。</p>
増子委員	<p>地域包括支援センターでは自転車を利用する機会が多いと伺えるが、 自転車の損害保険について加入等の取り決めは設けているか。</p>
下村主幹	<p>現在、自転車保険の加入について取り決めは設けていない。委託法人 に加入しているか確認を取る。</p>
春名副会長	<p>県の事業である、第三者評価制度に市は関わっているか。</p>
下村主幹	<p>地域包括支援センターが評価対象団体であるかも含め調べさせていた</p>

発 言 者	発 言 内 容
議長(臼井会長)	<p>だく。</p> <p>以上で本日の議題を終了する。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

年 月 日

議 長 の 署 名 _____